

平成28年度県予算編成並びに  
施策に関する要望事項

（ 総合政策部・環境森林部  
保健福祉部・県土整備部  
県警本部・教育委員会 ）

栃木県町村会

# 目 次

## 総合政策部

- 空き家対策への支援について . . . 1

## 環境森林部

- イノシシ捕獲強化事業費補助金の確保について . . . 2

## 保健福祉部

- 予防接種の財源確保について . . . 3
- 特定不妊治療費の助成上限額の引き上げについて . . . 4
- 行事の開催時に伴う食品関係の臨時出店に係る規制の県内統一について . . . 5
- 新たな「地域支え合い体制づくり事業」の創設について . . . 6
- 生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の強化について . . . 7

## 県土整備部・県警本部

- 道路整備の推進について . . . 8

## 教育委員会

- 小学校3年生以上における35人学級の早期実現について . . . 9
- 小中学校における教職員等配置事業の充実について . . . 10
- とちぎっ子学習状況調査の実施学年の拡充について . . . 11
- 特別支援教育に係る支援体制の充実について . . . 12
- 不登校児童生徒対策への支援について . . . 13
- 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について . . . 14

## 【総合政策部】

### 空き家対策への支援について

近年、管理が不十分な空き家が増え続け、防災・防犯・衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こしております。

こうした中、市町村が地域住民の安全性の確保や生活環境の保全等のため空き家等対策を適切かつ円滑に実施できるよう、国においては空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、5月26日に完全施行されたところであります。

特別措置法には、市町村の責務等が明記され、国及び都道府県については、市町村が行う空家等対策計画に基づく適切かつ円滑な実施に対し、費用補助・地方交付税の拡充を行うよう明記されております。

また、同法第5条に基づき定められた基本指針にも市町村、県、国の役割が示されているところであります。

つきましては、市町村の空き家対策を実効性あるものとするため下記のとおり要望いたします。

#### 記

- 1 市町村における特定空家等対策に際し、県による専門職員の派遣や技術的な助言を行うとともに、対策に要した費用に対する必要な財政措置を講じること。
- 2 空き家対策は多岐にわたるため、県の担当課がそれぞれ分散していることから、組織体制の整備を図ること。

## 【環境森林部】

### イノシシ捕獲強化事業費補助金の確保について

近年、イノシシなどの鳥獣については、生息数が急増し、生息域が拡大しており、その結果、農業生産や生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、鳥獣害対策は喫緊の課題となっております。

県においては、イノシシ捕獲強化事業として各市町が実施する捕獲事業に対し、財政支援措置を行っておりますが、本年度の内示額は各市町の計画額を下回るものとなっております、各市町の負担は増加する結果となっております。

今後ますます深刻化、広域化する野生鳥獣被害に対して、これを防止、軽減していくためには、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠であり、地域住民が安心して営農活動を行い、安全な生活環境の確保に向けた、イノシシ捕獲への要請は今後も高まるものと考えられます。

つきましては、イノシシの農作物等の被害防止に向け、捕獲数増加の推進を図るため、当初予算において必要額を確保するとともに、来年度以降も事業を継続されるよう要望いたします。

## 【保健福祉部】

### 予防接種の財源確保について

現在、国においては、予防接種制度のあり方が検討されており、昨年10月に定期接種化された水痘、高齢者用肺炎球菌ワクチンに加え、「広く接種を促進することが望ましい」とされた、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスのうち、B型肝炎の定期接種化が平成28年度の実施と方向付けされています。

予防接種は、住民の生命と健康を守るために有効な手段であり、特に子どもたちの健やかな育ちを支えるとともに、疾病予防による医療費抑制効果もあることから、非常に意義のある制度になっています。

しかしながら、定期接種に要する費用は、市町の支弁とされており、昨今の厳しい財政状況の下、既存の定期接種に加え、今後、対象が拡充されることで、さらに市町の財政状況は厳しさを増すことが予想されます。

つきましては、本来、定期接種は、その目的から全国的に統一して実施されるべきものであることから、対象者の全てが公平に接種を受けられるよう、国の責任において財源を全額保障することについて、国への働きかけを要望いたします。

また、現在、市町において、自主財源による独自の公費助成を実施している任意接種については、市町の施策や財政事情により対象年齢や助成額などサービスの格差が生じており、県内で統一することが望まれますので、県において、補助対象事業とし、支援いただきたく要望いたします。

## 【保健福祉部】

### 特定不妊治療費の助成上限額の引き上げについて

医療保険の適用外となる特定不妊治療（体外受精、顕微授精）については、人工授精によっても妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと診断された方が移行する次の治療法ですが、治療費が特に高額とされ、その経済的負担から十分な治療を受けることができず子どもを持つことを諦める者も少なくないことから、県においては、「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施し、その治療費の一部助成を行っているところです。

一方、市町においても、厳しい財政状況の下、独自の上乗せ助成を実施し、治療を受ける方の経済的負担の軽減に取り組んでいるところですが、経済的な理由により、やむを得ず、治療費が安価な人工授精を続けている方も散見されます。

県においては、国の制度改正に伴い、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、また、治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療を受けられるようにするという視点から、平成28年度以降、43歳以上の治療費の助成を廃止することとしており、これまで以上に、妊娠希望者が少しでも年齢の若いうちに妊娠・出産しやすい環境をつくることが重要となります。

つきましては、特定不妊治療に係る経済的負担を軽減し、一人でも多くの方が人工授精から特定不妊治療にためらいなく移行できるよう、特定不妊治療に係る助成上限額を引き上げられるよう要望いたします。

## 【保健福祉部】

### 行事の開催時に伴う食品関係の臨時出店に係る規制の県内統一について

近年、地域活性化やまちおこしのための交流イベントとして、県内各地域において行われる、地域グルメや町民祭、夏祭りなどの行事については、その内容が多様化するとともに、地域の特産品を販売するマルシェなど新たな形態の食のイベントも広域的に開催されるようになってきているところです。

こうしたイベントを行う際には、保健所に届出を行い提供する食品の規制に従うこととなりますが、指導される規制とその運用が県内で統一されていないとの指摘があります。

また、提供できない食材、食品が多すぎて、特徴のあるイベントの開催や、他のイベントとの差別化ができないとの指摘もあるところです。

県においては、行事に伴う食品関係の臨時出店に係る指導要領を制定し、基準を統一されているところですが、一部のイベントでは規制対象の食材・食品が提供されている状況も確認されております。

つきましては、地域の特性に応じて特例的許可がなされる場合には、その考え方や許可要件など、広く公に開示するとともに、県内保健所において公平性を確保し、統一的な規制・指導を行うよう要望いたします。

## 【保健福祉部】

### 新たな「地域支え合い体制づくり事業」の創設について

高齢化率の上昇にともない、一人暮らしや閉じこもり、また認知症の高齢者が年々増加しております。そのような中、各市町では県の「介護サービス施設等整備臨時特例基金」を財源として、地域支え合い体制づくり市町村事業費補助金を活用し、高齢者等の交流サロンの整備など、高齢者対策を中心とした事業に活用してまいりました。

当該補助金は、対象経費の幅が広く、室内の改装に必要な工事請負費や備品購入費も対象となっておりますが、介護サービス施設等整備臨時特例基金の設置期間が平成26年度をもって終了したことに伴い、地域支え合い体制づくり事業費補助金も終了とされたところです。

しかしながら、サロン整備後の利用者数は予想よりも多く、地区内の高齢者から好評を博しており、他の地区からも高齢者の集いの場の創出について要望が寄せられるなど、今後も地域包括ケアの構築に向けた取組みが強く求められるところです。

つきましては、事業立ち上げ時の整備資金のほか、立ち上げから軌道に乗るまでの一定期間において事業を継続するための事業費も含めた、新たな「地域支え合い体制づくり事業」の創設について、国に対し働きかけられるよう要望いたします。

また、県の事業化についても検討されるよう併せて要望いたします。



## 【保健福祉部】

### 生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の強化について

本年4月に施行された生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うもので、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標に置いています。

この制度の要となる重要な事業が、必須事業とされている自立相談支援事業であり、県においては、県内11町に相談支援員を配置して事業を実施しているところです。

しかしながら、各町に配置されている相談支援員は、11町に対して7名となっているため、2町を兼務する相談支援員の勤務体制は主に週2日に限られ、困窮状態からの早期脱却に向けた継続的な支援や地域づくりに対する支援が難しい状況にあります。

つきましては、生活困窮者に寄り添いながらニーズに応じた支援等が継続的に行えるよう、各町専任の相談支援員を配置するとともに、週5日の勤務体制の整備について要望いたします。

## 【県土整備部】

### 道路整備の推進について

道路は、安全で豊かな生活を確保し、地域の経済活動を支えるとともに、県民を自然災害から守るライフラインとして機能するなど、なくてはならない社会基盤であります。

特に、人口の減少対策が重要課題となっている今日、広域にわたる交流・連携の強化や地方への移住の促進、さらには、教育・医療の面からも道路網の果たす役割は一層重要となっており、計画的かつ着実な整備が求められるところであります。

つきましては、下記の事項について積極的な措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

- 1 国・県道の中には、小中学校の通学路となっている路線も多く、児童生徒の安全確保が課題となっていることから、歩道や街灯等の未整備路線の解消を図ること。
- 2 信号機の新規設置や既存信号機の機能追加など、地域の要望に対し積極的な対応に努めるとともに、そのために必要な予算を堅実に確保すること。
- 3 災害時における緊急輸送道路等の整備や高架下の排水対策の促進を図り、災害に強い道路の整備を着実に進めるとともに、老朽化した橋梁、トンネル等修繕・改修を積極的に推進すること。
- 4 整備計画の策定において、交通量などの目標値や費用対効果にとらわれることなく、生活道路としての重要度などを考慮し、地域が求める道路の整備に努めること。

## 【教育委員会】

### 小学校3年生以上における35人学級の早期実現について

学校現場が抱える課題が多様化・複雑化の一途をたどっている中で、児童生徒へのきめ細やかな指導を実現するためには、少人数教育の更なる推進によって教員の目が届きやすい学習環境を作り、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することが必要となっております。

国においては、平成25年度からの5カ年計画である「新たな教職員定数改善計画案」により、中学校3年生までの35人学級の実施を検討してはりましたが見送りとなり、その後検討が重ねられているものの具体的な見通しは立っていない状況です。

本県においては、義務教育標準法に定められている小学校1年生に加え、小学校2年生及び中学校の全学年においても教員の加配対応により35人学級が実現されており、児童生徒の学習意欲の向上等の効果が見られております。

つきましては、より質の高い教育の実現のため、本県独自の少人数教育として小学校3年生以上においても35人学級を早期に実現していただくとともに、国に対して義務教育標準法の改正による少人数学級の拡大について引き続き働きかけていただきますよう要望いたします。

## 【教育委員会】

### 小中学校における教職員等配置事業の充実について

発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化、家庭教育力の低下等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。それに伴い、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にあり、学校現場ではその対応に苦慮しているところであります。

こうした中、県においては、小中学校非常勤講師配置事業により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への非常勤講師の配置に取り組まれているところです。

しかしながら、小学校における学習支援の充実や特別支援教育への対応など学校現場におけるニーズは高く、希望する全ての学校が加配措置を受けられていない現状であります。

つきましては、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため、各市町の教育委員会や学校現場の意向を踏まえ、必要な配置人数の増員・確保を図り、希望する全ての学校への加配がなされるよう積極的な取り組みを要望いたします。

## 【教育委員会】

### とちぎっ子学習状況調査の実施学年の拡充について

現在、国においては、小学校6年生・中学校3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」を、県においては、小学校4年生、5年生・中学校2年生を対象に「とちぎっ子学習状況調査」を行っているところです。

これらの調査により、児童生徒の学力や学習状況等の把握・分析が進み、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に大きな効果を上げております。

特に、県独自の施策により行われる、「とちぎっ子学習状況調査」では、児童生徒一人一人の課題が明確にされ、フォローアップシート（復習用資料）の提供等により児童生徒の学力向上において成果が上がっているところです。

こうした成果をより高めるためには、基礎的な生活習慣が身につく小学校3年生以上の全ての学年での調査が望まれます。

中学校1年生では、小学校で培ってきたこのような生徒への支援を継続して行うことによりさらなる成果が期待されます。また、中学校では、全学年が学力調査を行うことで、組織的に学習指導における検証改善が推進されます。

小学校では、自主的に学習に取り組む習慣の確立のために、基礎的な生活習慣が身に付いた小学校3年生から導入することで、小学校の中・高学年の継続的な指導が一層充実いたします。

つきましては、本県児童生徒の更なる学力向上に資するため、とちぎっ子学習状況調査の実施学年を小学校3年生・中学校1年生に拡充されるよう要望いたします。

## 【教育委員会】

### 特別支援教育に係る支援体制の充実について

近年、保護者の意向から特別支援学校や特別支援学級への就学が適当と思われる児童生徒の通常学級への在籍や、特別支援学級がない学校の通常学級への在籍事例が増えております。

一方で、特別支援学級に入級を希望する児童生徒も増加しており、それに伴い設置校数及び学級数も増加傾向にあります。

こうしたことから、専門性を有する教職員の育成・確保が望まれるところであります。

県におかれましては、平成27年度の公立学校新規採用教員選考試験から、特別支援学級等において3年以上の勤務経験をもつ者を対象とする特別選考枠を新設され、小中学校における指導支援のさらなる充実が期待されるところでありますが、多くの教職員が特別支援学級を経験していくような仕組みづくりも必要であります。

つきましては、児童生徒の障がいの特性を十分理解し、発達の段階に応じた適切な指導が行われるよう、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- 1 特別な支援を要する児童生徒を通常学級において受け入れている場合に、適切な支援及び円滑な学級運営が図れるよう、学校の実情に応じた加配を行うこと。
- 2 小学校の特別支援学級担当教員の配当基準について、現行の学級数と同数から中学校と同等の学級数プラス1人への引き上げを行うこと。
- 3 より多くの教員が特別支援学級等の経験を積むことができるよう、研修交流に留まらない人事異動システムを構築すること。
- 4 特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同じ6人とするよう、国に対して要望すること。

## 【教育委員会】

### 不登校児童生徒対策への支援について

友達関係、学力の遅延、家庭環境の変化など心理的な理由で不登校になっている児童生徒に自立心や社会性を身につけさせ、学校復帰を支援するために、各町においては、不登校児童生徒対策の一環として適応指導教室を開設しているところであります。

適応指導教室に通級する児童生徒数及び保護者の相談件数は年々増加し、対応する相談員は多忙を極めております。加えて、住所地に通級する教室がない、環境を変えて支援を受けたい等の理由から、他町からの通級も受け入れている教室もあり、町外からの通級者の占める割合が高い教室もあります。

適応指導教室の運営にあたっては、相談員の確保や配置、施設の維持管理等に多大な負担を強いられており、昨年度も財政支援について要望したところであります。

県におかれましては、スクールカウンセラーの配置拡充やいじめ不登校等対策チームの派遣等を通して不登校の未然防止に努めるとしてありますが、不登校児童生徒数が増加傾向にある中で、適応指導教室に対するニーズは今後ますます増えていくものと思われまます。

つきましては、教室の果たす役割の必要性を斟酌いただき、不登校児童生徒対策に対する財政支援についてご検討下さるよう再度要望いたします。

## 【教育委員会】

### 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について

近年、偏った栄養摂取や朝食欠食による食生活の乱れ、肥満や過度な痩身など、児童生徒の健康を取り巻く問題が深刻化しております。また、食物アレルギーのある児童生徒への対応等、今日ほど学校現場における食育の必要性が指摘される時代はありません。

栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担い、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員です。

栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、県の配置基準に基づき児童生徒数等を考慮しつつ各市町へ配置いただいているところですが、年々、アレルギーを持つ児童生徒は増えており、原因物質も多種多様となっております。栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない場合や、複数学校を兼務している配置では、食物アレルギー等、個別の課題に対応したきめ細やかな学校給食への配慮は困難であります。

つきましては、児童生徒一人ひとりに安全で安心な学校給食を提供し、児童生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営むことができるよう、栄養教諭及び学校栄養職員の配置拡大を要望いたします。